

出雲市犯罪被害者等支援条例骨子（案）

1. 目的

犯罪被害者等基本法(平成 16 年法律第 161 号)に基づき、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的に推進し、もって、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を図ることを目的とします。

2. 定義

(1)	犯罪等	犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為
(2)	犯罪被害者等	犯罪等により被害を受けた者で市内に住所を有する者及びその家族又は遺族その他これらの者に準ずると市長が認める者
(3)	再被害	犯罪被害者等が、当該犯罪等の加害者又は当該加害者と密接な関係にある者から再び受ける被害
(4)	二次被害	犯罪等による直接的な被害を受けた後、配慮に欠ける言動、風評、誹謗(ひぼう)中傷、過剰な取材及び報道等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、経済的な損失、プライバシーの侵害その他の被害
(5)	市民等	市内に住所を有する者及び市内の事業所に勤務し、又は学校に在学する者
(6)	事業者	市内において事業活動を行う者
(7)	関係機関等	国、県その他の公共機関、犯罪被害者等の支援を行う団体その他の犯罪被害者等の支援に関係する機関又は団体

3. 基本理念

(1)	犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること。
(2)	被害の状況及び原因、再被害又は二次被害の有無等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、必要な支援が適切に行われること。
(3)	犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう、必要な支援が途切れることなく行われること。
(4)	市、市民等、事業者及び関係機関等が相互に連携し、及び協力して推進されること。

4. 市の責務

市は、基本理念にのっとり、関係機関等との役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進するものとします。また、施策の実施に当たっては、関係機関等と相互に連携を図るものとします。

5. 市民等及び事業者の役割

市民等及び事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び、犯罪被害者等の支援の必要性並びに市がこの条例に基づき実施する施策についての理解を深め、犯罪被害者等の地域社会での孤立及び二次被害を生じさせることがないように十分に配慮するとともに、市がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとします。

6. 基本的な施策等

(1)	支援体制の整備	市は、関係機関等と連携し、及び相互に協力して、犯罪被害者等の支援を推進するための総合的な支援体制を整備するよう努めるものとします。
(2)	情報の提供等	市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について、必要な情報の提供及び関係機関等との連絡調整を行うものとします。
(3)	日常生活の支援	市は、犯罪被害者等が安心して日常生活を営むことができるようにするため、犯罪等により日常生活を営むことが困難となった犯罪被害者等で市長が必要と認めるものに対し、福祉サービスの提供その他の必要な支援を行うものとします。
(4)	経済的負担の軽減	市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、必要な支援を行うものとします。
(5)	安全の確保	市は、犯罪被害者等が再被害及び二次被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱い等必要な施策を講ずるものとします。
(6)	居住の安定	市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅等への入居における特別の配慮その他の必要な支援を行うものとします。
(7)	広報及び啓発	市は、二次被害の防止及び犯罪被害者等の支援の必要性について市民の理解を深めるため、広報及び啓発に努めるものとします。
(8)	支援を行わない場合	市は、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないものとします。
(9)	委任	この条例に定めるもののほか、この条例施行に関し必要な事項は、規則で定めます。